

## 危機管理本部会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱(31川総人第1145号)第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、危機管理本部が所管する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、所属長は、当分の間、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため必要と認めるときは、会計年度任用職員の同意を得て、勤務時間等を臨時に繰り上げ、繰り下げる等の方法により変更することができる。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数(採用の日前3年間の範囲内に限る。)を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次休暇を受けることができる。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
東日本大震災避難者支援業務会計年度任用職員	(1)東日本大震災避難者からの生活相談・問合せ等の対応及び調整に関すること。 (2)東日本大震災避難者支援情報等の収集・管理及び提供に関すること。 (3)東日本大震災避難者支援関連業務の庁内調整に関すること。 (4)その他避難者支援に関すること。	1	危機管理部	危機管理部	28時間 45分	9:30～16:15 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日

別表第2 (第3条関係)

会計年度任用職員(月額)の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
東日本大震災避難者支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1) 1級24号給～29号給